

平成 1 8 年度各会計

決算審査特別委員会会議録

- ・ 招 集 平成19年10月23日
- ・ 開 会 平成19年10月23日
- ・ 閉 会 平成19年10月23日

大空町議会決算審査特別委員会

決算審査特別委員会会議録

1 応招委員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	9 番	深 川 昇
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎

2 不応招委員は次のとおりである。

3 出席委員は応招委員と同じである。

4 欠席委員は不応招委員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	代 表 監 査 委 員
		監 査 委 員
副 町	長	福 祉 課 長
副 町	長	農 政 課 長
総 合 支 所	長	商 工 観 光 課 長
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課	長	住 民 生 活 課 長
企 画 課	長	保 健 福 祉 課 長
財 政 課	長	東 藻 琴 国 民 健 康 保 険 診 療 所 長 事 務
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課	長	建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育	長	生 涯 学 習 課 長
女 満 別 教 育 セ ン タ ー	所 長	監 査 委 員 事 務 局 長
女 満 別 地 区 農 業 委 員 会	会 長	東 藻 琴 地 区 農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

開会 午前11時00分

◎開会の宣告、委員長あいさつ

◇委員長 おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

ここで一言ごあいさつを申し上げます。

さきの第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成18年度の大空町各会計歳入歳出決算の認定に係る審査については、議会が決定した予算が適正に執行されたのかどうかを審査するとともに、その行政効果を測定し評価するきわめて重要な意味があります。

審議は慎重かつ能率的に進め、次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう審査を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げ、開会のごあいさつとします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

◇町長 先ほどの臨時会に引き続き、本日は平成18年度の大空町各会計の決算審査特別委員会ということで、ご審査を賜りまことにありがとうございます。平成18年度決算ということは、実質的に大空町としての最初の決算になろうかと、そのように思います。決算は予算に比べまして軽く見られるような場面もございますけれども、その内容をしっかりと分析していくということから考えますと、決算のその重要性というものが改めてわかってくるのではないかと、私はそんなふうに常日ごろから感じているところでございます。

一方で、自治体の私どもの財政のその健全化度合いを判定する指標として、財政健全化法が施行され、平成20年度の決算から各基準において、そういったものが適用されてくるということになってございます。まだ先の話かというような見方もありますけれども、平成20年度決算ということになりますと、20年度の予算を立てるときから、そういった分析というのでしょうか、基準を念頭に置いて立てていかなければならないということだろうというふうに思います。平成18年度の決算というものは、実質的には19年度の予算には間に合っておらず、その18年度の決算の中身を見ながら、実質的には20年度の予算を立てていくということになります。20年度の予算に反映していくために、非常にこの18年度決算という、このものの分析というものは大変大切になってくるというふうに感じております。

また、18年度の支出については、支出がおくれまして19年度会計で過年度支出で完了したという不適切な支出のこともございました。本日、審査委員会において、十分ご審査をいただきますよう、この機会に改めてお願いを申し上げ、ごあいさつにさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告、決算日程等の協議

◇委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより、審査日程中の特別委員会の期日及び決算審査の方法協議についてを議題

とします。

事務局長から協議事項について説明させます。

事務局長。

◇事務局長 決算審査特別委員会議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。特別委員会の期日及び決算審査の方法協議であります。期日につきましては、10月23日本日1日といたしたいと思います。審査の結果、さらに審査日数の必要となる場合は日時を新たに設定したいと思います。

次に、決算審査の方法（次第）であります、（1）一般、特別の各会計及び監査委員審査意見書の説明は、①認定第1号から認定第9号までを一括上程いたしまして、順次説明を求めたいと思います。その際に、報告及び主要な施策の成果を説明する書類など提出調書等の関係書類を含めて説明を求めることといたします。

最後に、②監査委員による各会計歳入歳出決算審査意見書について、説明を求めたいと思います。

（2）一般、特別の各会計及び監査委員審査意見書の質疑は、一般会計につきましては、歳入歳出を別に行います。

各特別会計につきましては、特別会計ごとに歳入歳出を一括して行います。基金の運用状況調書、財産に関する調書の二つの事項を一括して行います。監査委員の決算審査意見書の質疑を行い、最後に総括質疑といたします。総括質疑の中で、主要な施策の成果を説明する書類を含むことといたします。

質疑は、同様な質疑の重複は避け、能率的に行い、定められた期限内で終了するようにご協力をお願いします。

また、質疑となすにあたっては、現に議題となっている事件につき、疑義をただすもので、討論の段階でなすような事件についての賛否の意見のような、自己の意見を述べることはできないこととされておりますので、ご注意願います。

3、採決は、全質疑終了後に行い、採決の方法につきましては別途協議をさせていただきたいと思います。

次に、1～2ページは説明の順序であります。

2ページは、質疑の順序であります。認定第1号から認定第9号までの採決であり、採決方法は先ほど説明しましたとおり別途協議させていただきます。

以上、決算審査特別委員会期日及び決算審査の方法協議についてご説明させていただきました。

以上です。

◇委員長 ただいま事務局長から説明の案のとおり進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように進めることに決しました。

◎認定第1号ないし認定第9号

◇委員 長 ただいまから本委員会に付託されました認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件を一括して審査します。

平成18年度大空町一般会計及び各特別会計決算書及び関係書類並びに監査委員の決算審査意見書の説明を順次議題といたします。

なお、主要な施策の成果を説明する書類で、この際説明を要するものがあればその都度説明を求めます。基金の運用状況調書、財産に関する調書についてもあわせて説明を求めます。

最初に、認定第1号 大空町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 (大空町一般会計決算の説明あり)

◇委員 長 ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時を予定していますが、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

◇委員 長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

認定第1号から認定第9号までの説明を続けます。

次に、認定第2号 大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (大空町国民健康保険事業勘定特別会計決算の説明あり)

◇委員 長 次に、認定第3号 大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

斎藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計決算の説明あり)

◇委員 長 次に、認定第4号 大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (大空町老人保健特別会計決算の説明あり)

◇委員 長 次に、認定第5号 大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （大空町介護保険事業勘定特別会計決算の説明あり）

◇委員 長 会議の途中ですが、ちょっと諸般の報告をさせていただきます。

◇事務局長 出席説明員のうち都合によりまして、一時濱名副町長が退席をいたしますのでご了承お願いいたします。

◇委員 長 次に、認定第6号 大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 （大空町介護サービス事業勘定特別会計決算の説明あり）

◇委員 長 次に、認定第7号 大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （大空町簡易水道事業特別会計決算の説明あり）

◇委員 長 次に、認定第8号 大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （大空町下水道事業特別会計決算の説明あり）

◇委員 長 次に、認定第9号 大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （大空町個別排水処理事業特別会計決算の説明あり）

◇委員 長 以上で、各会計の説明は終わりました。

次に、基金の運用状況調書の説明を求めます。

初めに、大空町土地開発基金運用状況調書の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （大空町土地開発基金運用状況調書の説明あり）

◇委員長 次に、大空町奨学基金運用状況調書の説明を求めます。
鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 （大空町奨学基金運用状況調書の説明あり）

◇委員長 次に、財産に関する調書の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （財産に関する調書の説明あり）

◇委員長 次に、主要な施策の成果を説明する書類の説明を省略し、各会計歳入歳出決算資料について説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （各会計歳入歳出決算資料の説明あり）

◇委員長 次に、監査委員から決算審査意見書について説明を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （決算審査意見書の朗読説明あり）

◇委員長 以上で大空町一般会計及び各特別会計の説明は終わりました。
ここで20分間の休憩をします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時08分

◇委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

認定第1号から認定第9号まで9件の審査を続けます。

これから、大空町一般会計ほか、各特別会計決算書及び関係書類、並びに監査委員の決算審査意見書に対する質疑を議題とします。

最初に、一般会計のうち歳入の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員長 以上で一般会計歳入の質疑を終了します。

次に、一般会計の歳出の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で一般会計歳出の質疑を終了します。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で国民健康保険事業勘定特別会計の質疑を終了します。

次に、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の質疑を終了します。

次に、老人保健特別会計の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で老人保健特別会計の質疑を終了します。

次に、介護保険事業勘定特別会計についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で介護保険事業勘定特別会計の質疑を終了します。

次に、介護サービス事業勘定特別会計についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で介護サービス事業勘定特別会計の質疑を終了します。

次に、簡易水道事業特別会計の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了します。

次に、下水道事業特別会計の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で下水道事業特別会計の質疑を終了します。

次に、個別排水処理事業特別会計の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で個別排水処理事業特別会計の質疑を終了します。

次に、基金運用状況調書及び財産に関する調書の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇委員 長 以上で基金運用状況調書及び財産に関する調書の質疑を終了します。

次に、監査委員の決算審査意見書について質疑を行います。

11番、勝田委員。

◇勝田委員 監査委員にちょっとお尋ねをしたいのですが、いろんな4つの指標を先ほど朗読していただきましたが、分析していただきましたが、これはいずれも右肩上がりであると。危険水域に達し、近いものがあるというようなことでした。また、新たに20年度決算からさらにやり方が変わって、いずれは外部からの監査も導入するようなことになるのではないかなというお話も聞いておりますけれども、このような

状況の中で毎年我が町の財政はだんだん厳しくなっていくよというようなことを監査の中で指摘はしているのですが、なかなか数字が下がらないで右肩上がりになっていくというようなことを踏まえて、監査としては何か大きな壁に当たっているのではないのかなということで、外部監査を入れてもっと厳しくやれという国の方針なのかなというふうに思っておりますが、このような中で代表監事としてどのように考えるか。それから、もう一人監査がおります議選の平田監査委員は、こちらの席に座れば町長に対して政策を訴えていくと。予算を要求していく立場にありながら、そちらに座ると使い過ぎではないか、もっと削らなければならないのではないかなというふうな非常に難しい立場に立ちながら、監査をしていただいているということですが、議選の監査委員としてもこのような状況の中なので、どのように町の財政をこれから考えていくのか、お二方にお話を聞きたいというふうに思っております。

◇委員 長 佐々木代表監査委員、自席で結構です。

◇代表監査委員 ご質問いただきましたけれども、勉強不足で十二分な説明ができるかどうかわかりませんが、まず外部監査、この4つの指標に対して基準以上になりましたら、皆さん既に新聞等でご存じのとおり外部監査を受けなければならない。その外部監査を受けましたものにつきまして私ども監査委員はもう一度審査をし直し、議会、町に報告を上げなければいけない。外部監査につきましては、包括監査と個別監査とございますけれども、各都道府県は包括監査でやっておりますけれども、本町の場合、この基準点1つでも上がれば必ず外部監査を受けなければならない。そして、そのためには条例を制定しておかなければなりません。今事務局でその準備を進めておりますし、字句等の修正を見ながら、21年の4月ですか、それまでには条例が動かせようにならなければならないのでないかと思っております。説明になったかどうか。それから、財政が硬直化しているということは先ほども事務局からもありましたとおりでございます、ここは憂慮しております。現在の財政規模がなければ間違いなく公債費比率は上がっていく、このように思っておりますので、その程度でご説明にかえたいと思います。

◇委員 長 平田監査委員。

◇監査委員 この席に座らせていただきまして初めてのご質問で、ありがとうございます。せっかくの機会なので、ご報告をさせていただきたいと思いますが、1点最初に訂正したいのは、今佐々木代表監査の方から申しましたように、外部監査の導入につきましてはそれぞれ4つの計数を超えたときに再建計画をつくると。その再建計画を審査してもらうのに外部監査委員を使うということで、通常の財政の我々のサポートという形ではなくて、要するに決まった事項の審議をしていただく、結論を出していただくということでございますので、そのように理解をしていただきたいと思います。今回私ども監査委員は、最終の報告書、先ほど代表監査委員の方から朗読いたしましたけれども、既に行政改革推進委員大綱がつけられまして、それに基づいて行政改革を

進めるという行政の決意でございまして、私どももそれを踏まえて早急な改革、個々具体的には実は3点ほど先ほど申し上げましたけれども、いわゆる人件費、組織の見直しに係るもの、それから事業の見積もりの適正化等を踏まえて早急に経費を削減できる項目を今回挙げたつもりでございまして。立場でいいますと、議会と監査委員とちょっと相反するというような考え方もあろうかと思えますけれども、目的は私ども議会も、それから行政も監査委員も1本でございまして、それぞれ住民のための予算をまちづくりをする予算をつくるということでございまして、そんなに特別な違和感はないということで考えております。

以上でございまして。

◇委員長 ほかに。

12番、小島委員。

◇小島委員 監査委員意見書並びに講評というのですか、というのを見せていただいて、最終的に指摘事項が出ている中身についてちょっとお尋ねしたいのです。4番の認知症対応型共同生活介護、グループホームにかかわる指導監査の実施について、数字の問題ではなくて、指導監査は平成18年度から市町村長の業務となっていたが、未実施であったと。このことを指摘するということは非常に大事なことだろうと思っておりますが、ここに及んだ経緯と、また後にこれ法律に根拠づけられていると思うのですが、指導監査要綱の制定が必要だと。その背景等について若干ご説明をお願いしたいと思います。

◇委員長 監査委員事務局長。

◇監査委員事務局長 この経過というのは、非常にある意味では私自身つらかったというのは事実です。というのは、17年度までその課の担当課長という立場でありました。そのときに知らなかったのかと問われると、当然そういう問題は一方で出てくるといっても踏まえているのですが、強いて今回取り上げさせていただいたという一つの理由の中には、ご存じのとおりグループホームではなくてヘルパー事業でコムスンが不正を行ったと。結果的に不正をすることによって利用者に多大な不便というか、迷惑がかかったという事実がございました。大空町として2つのグループホームができました。それを利用者にとってよりよく質を高めていくためには、これも権限移譲で都道府県、今までは監査というか、チェックは知事の分野だったと。それが17年の後半に法律が変わりまして、実際の施行日は18年度だと思うのですが、そこでグループホームの認定というか、設置と点検については地元の首長の業務という背景がありました。それに基づいて担当の方から聞きますと、実際この点検をやっている市町村は管内でいうと網走市がやっているということを聞きました。その際網走市は、要綱をもとにしてやっているという中身はわかりましたので、それに基づいて大空町も要綱を策定して実施すると。基本的に言うと、これはあくまでも住民のためのものであるという認識で、非常に私自身も個人的にはつらかったのですが、監

査委員としてそういう指摘を行おうという結論に達したところでございます。
以上でございます。

◇委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◇委員長 以上で監査委員の決算審査意見書の質疑を終了します。

これより総括質疑を行います。

主要な施策の成果を説明する書類を含め、各会計を通して総括的な質疑があれば発言を許します。

16番、森委員。

◇森委員 余り質疑がないので、質疑というか、経営的なことになろうかと思えますけれども、まず一般会計から特別会計を全部含めまして収入未済額というのが、これについてちょっと質疑をしたいと思えます。

全部会計合わせると2億2,930万1,000円くらいですか、未済額があるわけでございますけれども、その中に病院の関係、それから補助金の関係等がございます、大きなものを差し引いてもかなり負債額があると。ちょっと私決算書を見ましてそれらを各会計ごとに集計してみたわけですが、まず大きくあるのは一般会計と国保特別会計と2会計だと思います。これらについては増額になっておると、未済額が。一般会計は552万7,000円の国保会計が327万8,000円ですか、この2会計で880万5,000円という数字が、前年度より未済額がふえていると、こういうことでございます。そして、その他特別会計については、全面的に見まして未済額はかなりありますけれども、努力の成果だと思いますけれども、前年よりかなり減額になっていると。少なくなっております。そこで、お伺いしたいのは、未済額について先ほど各会計別に説明があったときに、何件が未済額で何件が入ったとかという説明があったのですけれども、記録的には私も頭の中に入りませんので、概略で結構でございますけれども、前年より未済額がふえている中で滞納者の固定化、こういうものがあるのかどうか、どの程度あるのか、それから新たな滞納者がどのようにふえているのか、こういうことをここで細部に関してはちょっとわからないと思うのですけれどもそれらのことが概略的でもわかればお伺いをしたいなと、このように思います。

そしてまた、未済額の今後の対策等をどのように考えておられるのか。どんどんふえていくと、例えば2会計で880万円ふえたら、職員の給料が1.何がし分未済額になるわけですね。入ってこないわけです、金が。このぐらいということでは、そういう考えではないと思いますけれども、これ一般民間であればこういうふうにどんどんふえていったら、会社は給料も払えなくなってくると、こういうことになってくるわけです。こういうことについてどのようにお考えかお伺いしたいと思えます。

それから、2つ目、これは未済額が2億何ぼといいますけれども、これが全部ではないのですけれども、ふえていくと、監査委員の指摘にありますように町民の負担の公平、公正化の原則からいうと大変不公平なことになってくると。こういうものに對

して、実際にどうしても払えないという生活状態の環境のそういった部分についてはまた憂慮する面もあるかと思いますが、中には実際に財産もあればそういった収入もあるのに払わないという者が果たしているのかどうか。この中になのか、またはそういったことに対して法令で厳しくそういった手続をとるような考えを今後持っていくのかどうか。なければならぬ結構ですけれども、もしかあるのであればどのようにその辺を検討されておられるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

◇委員長 大槻財政課長。

◇財政課長 収納率向上対策委員会の事務局を持っておりますので、私の方からただいまの質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

滞納の状況の関係でございますが、ただいまお話がございましたように診療所返還金、それから国営畜産基地建設事業の分を除きましても1億円近い、9,265万4,000円の未収があると。畜産基金の分と、それから診療報酬の返還金を除いても9,265万円の、これ各特別会計を含めた未済金という形になっているのが実情でございます。ただいまお話ありました滞納者の状況はどうなっているのかということでございますが、現在滞納者数の関係につきましての総体人数といたしましては379名、何らかの滞納を有しているという方は379名となっております。この内訳といたしましては、町内に在住されている方が302名、それから町外に転出をされている方が77名というような状況となっております。滞納の金額的にどういう状況になっているのかということでございますが、10万円以下の方が261名と。377名のうち261名の方が10万円以下の未納という形となっております。一番大きなものになってきますと、500万円を超える法人も現実的には3件ほど、2法人と、それから1人の個人の方が500万円を超えるような滞納を残しているというような状況になっているのが実情でございます。その現年度分滞納分の関係につきましては、そこまでの資料を用意しておりませんでしたので、新たに滞納者がふえてきているのかという部分につきましてはちょっと感触で申し上げますが、若干ずつやはりふえてきているというのが現状になろうかと思います。

それから、今後の対応の関係でございますが、法的なことをとっていくかどうかということにつきましては、このような事態の中でやはり法的な措置も今後講じていかなければならないだろうと。ただ、滞納されている方の生活状況だとか、その辺も考慮しながら、財産を有しながら滞納されているという方についてはやはりそれなりの対応をしていかなければならないだろうということで、収納率向上対策の実務者レベルの方におきましては、その基準をそれぞれ住宅料、それから上下水道料等につきましては給水停止、または退去をしていただくというような基準づくり、また税におきましては滞納処分のどのような状況のときにそういう処理をしていくのかというようなことの基準づくりを現在進めているという状況となっております。また、今後とも日常的な中で電話催告、文書催告等も継続的に行っていくかなければならないと。

やはり個人と面談をしながら納付を促していくことが重要だろうと考えておりますが、特に悪質な方についてはその辺のサービスの制限等も考えていかなければならないということで考えております。また、不納欠損という法的な処置もございます。財産等が全くない、または生活資力的に処分をすることによって非常に困窮を来すというような方については、今後不納欠損処分もしていかなければならないだろうということで、現在それらの基準についても早急につくっている最中でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇委員長 財政課参事。

◇財政課参事 今課長が言ったことにある程度尽きるわけですがけれども、若干私の方も現場に出ている関係で、収納に関して非常に厳しい状況にあります。ただ、公平という部分については、やはり悪質なのかどうなのかの見きわめが厳しいかなと。そういった中で余り間違わないように、極力本当にあつて逃げている人と、また本当に困っている人の判断を個々当たる、そこが一番難しいのかなと。また、数年来住所不定でなかなかわからないと。そういった方について住所がわかれば即座に追って、実は16年、17年、18年と、そういった部分をたまたま阿寒のホテルにいたというのも確認しまして、ついこの間行っていきなり5万円ぐらいいただいたと。そういったケースもあったり、また平成7年、8年、9年と十数年前の住宅料、約20万円あった方も、たまたま歴代担当はなかなか会えなかったと。私も会えなかったのですが、しかし勤務先の駐車場で待っていたら、毎日出勤してきますので、会えまして、そういった部分で目を見て1度少しでもいただければ、約10カ月程度で20万円という回収もできたと。そういった部分、あとこの数年やっぱ金が問題で離婚する率が非常に多い。けさもこの数日なかなか会えなくて、けさやっとお会いできていろいろ聞いてみたら、仕事が思わしくなく、やめてしまった。それと、並行して妻と別れてしまった。そういった部分で二、三十万円の未収の方が、毎月1万円ずつ確実に返してくれた人が今月からくれなくなる、そういった実態。非常に厳しいと。実は、集金しながら、仕事がない、もらうすべがない。ですから、仕事のあっせんもいいか悪いか別としまして紹介をしたり、仕事に向けて毎月その方からもらうようにもしたり、職員なのか何なのかわからない、そんな部分もありますけれども、やはり住民は今非常に困っています。役場はいいなと、そういった、すぐ言われます。非常に公務員という立場はすごく目が光っているなど、そんなふうに痛感して日々努力はしております。

以上です。

◇委員長 三條福祉課長。

◇福祉課長 国民健康保険税の滞納繰り越しのことで若干説明させていただきますけれども、前年に比べて730万円程度現年度分の滞納が発生したということでございます。名簿を見てみますと、固定化している傾向にあります。財政課の方といろいろ連携と

りながら、現年度分だけでもとにかく繰り越さないように、新たな方については現年度でまた繰り越しをするともうずっといってしまいますので、何とか納めてもらうようにいろいろ働きかけをしているわけでありますけれども、それでもなおかつなかなか納付にならないというのが実態でございます。国保の関係については、どうしても法的に強行にやりにくい部分もございますので、時間をかけながら財政課の方と連携をとりながら、滞納の分の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

◇委員 長 16番、森委員。

◇森 委員 今ご答弁をいただいたわけですが、未済額の回収には大変努力をされているというようなお話でございます。したがって、さっき言った一般会計と国保会計については前年よりふえているけれども、その他の特別会計についてはある程度前年より少なくなっていると、先ほども申したとおりでございますけれども。何せ滞納者が379名ということで今説明があつて、10万円以下が261名、いろいろその中に500万円を超えるかなり大きな金額の方が何名かおられると、こういうような話があつたわけですが、しかしながらこの未済額については新たにふえるものもある、あるいは国民健康保険は固定化してなかなか回収ができないというようなご説明でございますけれども、いずれにしても私はこの一覧表をつくって、全部の会計ごとにこれ書いて持っているのですけれども、これらがどうしても回収できないということになると不納欠損処理ということも起きてくるような時期もあるのかなというぐあいに思うのですけれども、こういったものはやはり検討しているということはわかるのですけれども、もう一歩厳密に各職員も含めて真剣に、今もやっていると思うのですけれども、とにかく回収しないことにはこれはどうにもならぬわけです、数字だけ並べておいても。ですから、そういうことを職員一丸となつて未済額の徴収に全力投球していくべきではないかと思ひます。以前ですけれども、もう10年以上前から各銀行が不良債権を処理して今はほとんど健全経営になってきているのですけれども、やっぱり行政もそういった部分も、これ結局本当にどうしてもどうにもならないものを苦しめてばかりいてもこれまた解消にもならなければ数字だけ残ってくると、こういうことになるわけですから、その辺の見きわめをなお一層厳密にして、どうしたらいいのかという英知を絞るべきではないかと、このように考えているところでございます。そんなことでひとつ努力をしていただきたいと。

最後に、大変恐縮ではございますけれども、町長さんにこういった現況のある中でどのように進めていくのか、どんな考えがあるのかないのか、この辺をちょっと考え方があればお聞きして質疑を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◇委員 長 町長。

◇町 長 私からもご答弁を申し上げたいと思ひます。

先ほど事務担当者も申しましたように、1つには継続的に未納となっている方と懇談をし、そしてその中で理解をいただきながら納入をしていただくということが

大前提になろうかと思います。もう一つは、私が思いますのは厳しく、悪質な方々というのでしょうか、先ほどから言われているような実質的に払う能力があるにもかかわらず払われていないような方々については厳しい態度で接するという面と、一方では納入をしやすくするような、そういう仕組みづくりも大切ではないかと、そんなふうを考えております。先ほど担当から説明をいたしましたのは、厳しくするためのいろいろなサービスの制限ですとか差し押さえというような部分について話をさせていただきましたけれども、そのほかに実質的には町民税や国民健康保険税などは所得のあった翌年に課税がなされてくるということで、当該年度とは違う年度ということで、非常に事業を経営されている方々からは納入しづらいというようなこともあります。そういったものも改善をまず現在町村としてもいろいろな形で国に要求しております。そのほかに納入する口座振替の制度、それらも拡充をして現金で窓口でお支払いをいただく。その窓口の枠をさらに広げて、コンビニエンスストアなどでも納入は可能なような方式がとれないだろうかというようなこともあわせて検討させて、ぜひ実施に持っていきたいというふうに考えてもございます。また、生活に困窮をされている方々、実質的にはどのように対処をしていいかよくわからないというような方々も多いのではないかなというようなことから、福祉サイドからのそういう生活アドバイスということも含めて実施をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。現在事務段階で先ほど言ったいろんな基準について作成中ということでもありますけれども、早くこれを町としての成案として議会に諮りをした中で早急に実施に持っていけるような体制と先ほど言ったサービスの部分の向上、また納めやすくしていく、そういう努力を並行して対処しながら、なるべく早い時期にこういったものの総改革に向けて取り組んでまいりたいと、そんな決意でございますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◇森 委員 終わります。

◇委 員 長 ほかに。

12番、小島委員。

◇小島委員 まず、財政課長にお聞きしたいのでありますけれども、監査委員の意見書の中にも触れられておりますけれども、実質公債費比率が23.8%、そういう状況になっておりまして、ここは18年度の決算のための質疑になるわけでありまして、19年度において予想される公債費比率の上昇見込み、町長が冒頭に触れられたように健全化計画を策定することが念頭にあるかどうかは別として、20年の決算から始まるということなものですから、相当慎重な財政運営が問われてくるのだろうというふうに考えております。その辺の指摘を含めた財政の方での受けとめ方といいますか、今後の財政運営というか、監査委員は別な角度でまたこういう方向でやったらどうかということを示唆されているようでありますけれども、その辺についてのお考えをまず聞かせていただきたいと、このように思います。

◇委員 長 大槻財政課長。

◇財政課長 ただいま質問のございました実質公債費比率、この部分につきまして本年度は23.8%ということで、非常に高くなってきていると。次年度以降どうなのかということだと思いますが、この部分につきましては次年度につきましては繰上償還をさせていただいて、公債費比率を下げるような方策を講じていきたいということで考えております。また、監査の指摘の中でもございますように、行政改革等で3月に大綱も示されてきておりますので、それらに基づいた行政改革の進捗を行いながら、経費の削減にも努めていきたいということで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

◇委員 長 12番、小島委員。

◇小島委員 繰上償還等で実際の公債費比率がこれ以上上昇しないような見込みだと、こういうふうに答弁されたというふうに思うのですが、そういうふうにうまく進めばいいのですが、今も総合計画策定途上でありまして、今後の計画の中には思い切った投資もしなければならない内容も含み込んでいる等々を考え合わせますと、果たしてそういう答弁で間に合うのかなと。個人的意見を申し上げれば、財政について健全化計画に向けての黄色い信号から赤信号がとまり始めているのではないかという危機を抱いているのです。そういう意味において、今後のことも念頭に置きながら今の財政の実態についての評価を町長さんにもひとつお聞かせ願いたいと、このように思います。

◇委員 長 大槻財政課長。

◇財政課長 ちょっとその前に補足をさせていただきたいと思いますが、今後計数、実質公債費比率が下がってくるのではないかというふうなことで私の方も説明をさせていただきましたけれども、実質公債費比率につきましては過去3年分の平均をとるという形になっておりまして、今の予定でいきますとこの2年ぐらい、来年上がって、その後落ちてくるというような形で、今後も若干上がっていくということになっておりますので、その点についてはご了承願いたいと思います。

◇委員 長 町長。

◇町 長 数字的なものについては、今財政課長が申し上げましたとおり3年間平均ということで、20年度は23.8%から若干上がるであろうというふうな予測を立てております。また、昨年度の22.7%でしたでしょうか、から23.8%に上がりましたその内訳でありますけれども、0.9%分につきましては昨年度算入をしなくてもいいと言われていた数字、これは利子、例えば農業関係の利子補給金の債務負担

行為のものでありますとか、草地整備事業債、公有林整備事業債の償還分、これは昨年度、17年度のときには見込まなくてもいいという、そういう基準でありましたけれども、さらに1年進んだ中でこれらも含めるようにということで、それらも算入をしたことによって0.9%、それらの影響分として上がっていると。それ以外のものについては、0.2%の3カ年平均の上昇だということでご確認をさせていただきたいと思います。

先日、先週の金曜日に私人間ドックに行ってみいました。それで、昨年とそれほど変わりはないですけれども、薬の投薬を受けているものも私ありますし、委員ご存じのような症状も多少ありますので、今のままでいいというわけではないわけでありまして、このままの状況で運動をしながら少しやせて、さらに健康体をつくるようにというようなことを言われました。町の財政も同じような部分があるのではないかと。今国が示し始めました4つの指標、この中で大空町として数値が高過ぎると言われているものは実質公債費比率、さらには具体的な基準がまだでありますけれども、多分将来負担比率というものについても数値的には高いものになるのではないかと。そのほかの赤字比率、それから連結赤字比率についてはそれほど高いものにはなくクリアしていくであろうと、そんなふうに思っております。実質公債費比率や将来負担比率につきましては、先ほど言った病状でいいますと、過去に不摂生をしたことによって数値が上がってきていると。これを直ちに是正をするということは今すぐの特効薬はないと。先ほど言いましたように、例えばある程度運動をしながら、そして食も抑えながら健康体にとっていくということであれば多少時間のかかるものではないかと、そんなふうに私自身は受けとめているところでもあります。極端に言いますと、実質公債費比率を下げるために来年度一切の投資的事業をしないで起債の借入れをしないと。極端に言うと、食を食べないでやせて本当にその後健康体が維持できるだろうかと。また、別なところにいろんなひずみが出てこないとも限らない。私は、そんな状況では決して健康体ではないと、財政の健全性もそれでは培われないと、そんなことではないのかと、そんなふうに受けとめておりますので、次年度から実質的に始まるでありましょう総合計画の中では多少の投資も加えながら、しかし先ほど言いましたように毎年の起債の償還というものが15億円元金でございます。それを見据えながら、着実に減らしていくということが何年か後の健全財政、健全体質につながるものだろうと、そのように考えて着実に実行していきたいと、そんなふうに考えながら財政の運営に当たっていききたいというふうに考えてございます。赤信号がともりますと即入院ということになりますけれども、そうならないために、今の体質の中で着実に、先ほど言った何年か時間はかかりますけれども、着実な歩みを進めた中で健康体にとっていく努力をさせていただきたいと、そんなことで財政運営を乗り切っていきたいなと考えておりますので、今後ともご指導いただきたいというふうに思います。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 懇切丁寧にいただきました。慢性な病気を抱えていて、通院で何とか日常生

活に支障のないようにやっているというのが現状だということでもあります。ただ、町長が病を例えに言いましたから、大好きなビールを飲みたいのだけれども、尿酸値が上がるから我慢をするというのに等しいことが、本来やりたいのだけれども、病気のことを考えたら飲めないというのが普通の考えですよね。健全化計画というのは入院になるわけです、町長の例えで言えば。入院加療ですよね。思い切って入院加療になってしまうおそれがあるというふうに。どうするのかということの慎重な財政運営というものが問われているので、思い切ってビールを飲んでしまうと。本人も喜ぶし、周りも機嫌がよくて喜ぶのだけれども、設備投資に思い切って手を打ったときに健全な体にしてからやらなければいけない。そのかじ取りが非常に難しいのだろうと。町長の思いはよく伝わってくるのですが、私はそういう意味で健全化計画、25%公債費比率が到達すれば許可から制限までいくということが過去にも説明されておりますし、今回法律でそういう基準を超えたものについて計画を樹立しなさいということになっていく等々を考え合わせていきますと、よほどよく考えて行財政の運営と、なおかつ行政改革その他の効率ある大胆な改革というものを同時進行しなければならないということを最後に申し上げまして、私としての総括質疑を終わります。

以上です。

◇委員長 町長。

◇町長 大変どうもありがとうございます。まさしく言われているとおりの状況ではないかというふうに思います。一番こういう立場になって悩むべきところは、事業を要望されるいろいろな町民の方々の中で、片方で健全な財政運営も考えながら、どれを優先をしてどの程度実施をしていくかというところ合いというのでしょうか、そこが非常に常日ごろから悩み多き行政の財政の運営の中になっているというのが現状であります。決して自分の思いとか単に言われたからということだけではなくて、その両面を十分受けとめながら、そして多くの方々のご意見を参酌しながら、そして着実な歩みが遂げられるように努力をしてまいりたいと思いますので、一過性のものではなくてこれからずっとこういう時代が続くのではないかと、そんなふうに思っておりますので、議会の方々からもその都度またご指導賜りたいと、そのように思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇委員長 ほかに質疑。

4番、植田委員。

◇植田委員 私は、主要な施策の成果を説明する書類の中で何点か質問させていただきたいと思います。

まず、3ページなのですが、軽度生活援助事業の中で東藻琴においてふれあい訪問というのをやっているわけなのですが、この内容をちょっとどういようなことをやっておられるのか聞きたいと思います。

それと、4ページの生活支援ハウス管理運営事業ですが、これについて女満

別地区で21人入って一千三百何がし、それから東藻琴地区で11人入って一千七百何がしというような結果になっているのですけれども、これについて単純に考えれば約倍ぐらいの、半分ぐらいの人数に対して東藻琴の施設に対しての決算が多いというようなことになっているのですけれども、そこら辺の中身をちょっと教えていただきたいなということと、それから8ページ、一番上のインフルエンザについてなのですが、インフルエンザ予防の実績が1,241人ということになっておりますけれども、これに対してお年寄りか子供かというようなことなのですから、子供さんのインフルエンザの実績というのはどのぐらいあるのかということをお聞きしたいなと。

それから、もう一点なのですが、一番下の紙おむつに対するごみ袋の助成です。これが支給対象者が18カ月未満ということになっております。これは、1歳半の幼児ということなのですから、この基準、1歳半という決め方について、実はこれ大変評判がいいのです。1歳半という設定を決めたのはどこら辺で決めたのかなというのをちょっとこの機会に聞いてみたいと思いますので、以上お願いいたします。

◇委員長 保健福祉課長。

◇保健福祉課長 ふれあい訪問でございます。この事業につきましては、東藻琴地区社会福祉協議会に委託をしている事業でございます。老人世帯、独居あるいは老人だけの世帯、あるいはご家族はおられますけれども、留守がちになっているところの老人の様子を見に行くということで、お話を伺ったり、若干の手伝いをしたりということでやっている事業でございます。東藻琴地区だけで行われている事業でございます。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 4ページの生活支援ハウス管理事業の両地区の委託金額に差があるというお話がございました。460万円ほど金額の差がございますが、これはそれぞれ当初から職員の抱えている人数に差がございまして、その部分が継続して雇用されているということがございまして、金額に差が出てございます。中身につきましても東藻琴福祉会に委託している入居者の部分につきましては若干程度が重たい方が入所されておまして、それなりの人員配置が必要だというふうなことから、金額に差がついているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、次のページのインフルエンザの関係でございます。インフルエンザにつきましては、町の方で助成金を出して対応しておりますのは65歳以上になってございまして、それ以外の部分の人数についてはちょっと掌握しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、ごみ袋につきましては、1歳半という基準はどうしてなのだという事なのですが、大体1歳から1歳半ぐらいのおむつがとれるというのが通常考え方になっておまして、中には個人差当然あるわけでありまして、一応1歳半程度でお

むつの部分は大抵解消できるだろうということで、そういう基準でもって支給をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

◇委員長 4番、植田委員。

◇植田委員 ふれあい訪問についてなのですが、大変いいことでないかなというふうに自分は思うわけなのです。独居老人または家庭内で忙しいお年寄りのいる方に対する訪問、話し相手になってやるというようなこと。うちにも97歳の祖母がいるのですけれども、やはり病気でもなければぼけてもいないのです。聞くと、毎日退屈だと言う。玄関に座っているような、そういう姿を見ますと、こういうだれかが来て話してもらおうというようなことがやはり大切なことではないのかなというふうに日ごろ感じているわけなのです。これ東藻琴だけでこういうようなことをやっているというのはちょっともったいないなというような気がするものですから、これはやはり全町的な問題として考えていくべきなのではないだろうかというふうに自分なりに考えたものですから、ちょっと質問させていただいたと、そういうことです。

それから、4ページの生活支援ハウス、これは定数は何人なのか、東藻琴は。

◇委員長 保健福祉課長。

◇保健福祉課長 東藻琴、12室14名でございます。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 生活支援ハウスにつきましては、女満別が16室20人の定員になります。東藻琴地区が12室の14人の定員となっております。

それと、ふれあい訪問につきましては、大変東藻琴地区好評ということもお話しいただいたわけでありますけれども、同じく女満別地区についても課題ではありますけれども、人的なもので整理ができれば対応に向けて検討させていただきたいなというふうに思っております。

◇委員長 4番、植田委員。

◇植田委員 生活支援ハウスについてなのですが、多少重度だから職員が要るのだよというようなことなのではけれども、これに対しては例えば福寿苑に対する予備軍みたいな、どういう利用の仕方というか、わからないのですが、正規に言えば生活支援ハウスというのは自立で、食事をしながらやっていくというようなことになると思うのです。だから、そこら辺の考え方を整理していけば、職員の数もそんなに多くなくてもいいのではないだろうかというふうに自分は考えるのですが、今までの経過からそういうふうになってきたのだなというふうに今の説明ではあるのですけれども、特養に対する利用と、それから生活支援ハウスに対する利用というのは

やはりきちんとした考え方で分けていくべきではないだろうか。それなりにそういう考え方を持つていくことによって経費の削減が生まれてくるのではないかなというふうに考えますので、そこら辺の考え方をある程度聞かせてもらいたいなというふうに思います。

インフルエンザが65歳以上ということで今説明を受けたのですけれども、実は幼児に対するインフルエンザの接種の薬が毎年不足しているということで、年寄りの方は今予約ですか、やっているのですよね。結構自分の体を気遣って、用意周到にインフルエンザの予防をするのですけれども、幼児なり子供さん方は自分からということではなくて親御さんの考えというか、そういうことでやっていくわけなのですけれども、その時期になってくるとどうしても接種薬がなくなってくるというようなことをよく聞くわけなのです。だから、そこら辺の啓蒙というか、十分にやってもらいたいなというふうに考えております。

それから、その下のおむつに対するごみ袋の支給なのですが、これは毎年大変好評、会うたびに若い奥さん方にあれはいいものだというふうに言われるわけなのです。もっと長い期間支給してくれないだろうかという要望が結構あるのですけれども、1歳半がやはり考え方の違いがあるのかもしれないのですけれども、多少お金大した金額ではないので、少子化対策というような、そういう考え方から、例えば2歳なりというような引き上げというか、支給年齢の引き上げというものを検討してもらえないか、こんな要望はあれなのですけれども、引き上げるべきではないかなというふうに自分は若い奥さんの話を聞いてそういうふう感じているのですけれども、そこら辺の考え方も聞かせていただきたいというふうに思います。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 まず、生活支援ハウスの部分につきましては、合併時にそれぞれ雇用形態が若干違って雇用されて合併したというふうなこともあって、いずれこの差というのは解消に向かっていくわけでありますけれども、若干の時間を要するということでご理解いただきたいなと。ですから、もちろん障害の程度の差もあることもございますけれども、基本的には施設の規模からしてやはり人的に過剰に張りついている部分がある、そういうふうな判断にもつながってまいりますので、将来に向けて調整をさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、ごみ袋、大変ご好評ということでお話しいただいたわけでありますけれども、将来的にどうしていくかという部分につきましては、きょうここで年齢を引き上げるということを私答弁できませんので、将来に向けてどうしたらいいのかということ福祉課の中でもちょっと議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、インフルエンザの部分につきましては、今お話しいただきましたようにインフルエンザを実際接種しようと思ったときにインフルエンザの接種予防薬がないと、切れてしまっているということも過去に聞いております。早目にそういったことの対応をできるように啓蒙活動に力を入れさせていただきたいということでご理解い

ただきたいと思います。

◇植田委員 終わります。

◇委員長 ほかに質疑ございませんか。
5番、森田委員。

◇森田委員 私これからご質問させていただく事柄については、もう既にことしの7月の臨時議会で処理がされたという事柄についてちょっとご質問をさせていただきたいと思います。

監査委員の意見書の中にも例年であればこのような監査委員からの指摘というか、ということはこれほど強いことはなかったのかななんて思いながら、ちょっと読ませていただいていたわけでありますけれども、まず1つは18年度に未払いの事件があったということで、出納期間が過ぎても支払いが滞ってしまったというような事件があったわけであります。そのことにつきましては、行政側からそのような事実を認めて、7月の臨時議会で補正予算を組んで、議会といたしましても住民に迷惑をできるだけかけないような方法をとるべきというような意識の中でそれを認めて、その支払いを早急にさせていただいたというようなことだったかと思います。そのことにつきましては、特別職を先頭に関係職員の処分をしたというようなことでもありました。これは、非常にあってはならないことでもありましたし、今後そのようなことがあってはいけないことだと思います。監査委員の意見書の中にもございますように、この問題点として法令の遵守ということは、これはもう職員がお一人お一人がその法令に従って仕事をしているわけでありますから、法令を遵守していくということはこれはもう住民の模範を示していかなければならない立場であるわけであります。ですから、それらをこのような事件が起きないようなことを本来は以前からその対策を講じてこなければならなかったということであります。このことにつきましては、その事件の説明というか、中でまた今後このようなことが起こらないようにというようなことで、いろんな対策を講じてきたということでありますが、その後職員間、それからこの当事課というか、原課であった教育委員会がどのような意識変化というか、があったのかちょっとお聞きしたいなと。

それと、これ特別職も含めて処分があったわけでありますけれども、私としても議会としても非常に残念なことではあったわけでありますけれども、一連の表に出ているような案件がすべて出切っていなかったと、その当時。当時は、議論の中ではすべての事案、不適切な処理が説明の中で、年度は違いますが、当該職員の仕事の流れとして不適切な部分の処理が本来は全部うみを出すかのごとくすべて出ていなければならなかったことだったと思いますけれども、たまたま議決をした議会のその後、に改めて1つの事案がまた出てきたというようなことだったわけであります。非常に残念なことでもあるし、ある面ではあいた口がふさがらぬというようなことであつたかなと。そういう中で特別職を含めた職員の処分をしたということであつたわけでありますが、そこら辺のすべてただすところはただした中でみずからの処分であつたり、

職員の処分をするということが本来あるべき姿ではなかったのかなというふうに思うわけですが、この未払いのことに関連して年度がまたがったような格好になってしまいましたけれども、その辺の考え方をちょっと町長にもお聞きしたいなというふうにも思います。

それと、先ほど1点目に申し上げましたように、いろいろ対策を講じてきた事柄、それらがもうすべて原課、あらゆる部署に浸透しているのかどうかということをちょっと検証もさせていただきたいので、それらをどなたが答えられるのかどうかちょっとわかりませんが、事務の統括の副町長に答えていただければありがたいなというふうに思います。

それから、もう一点であります、これも監査委員の意見書の中にもありますが、監査委員事務局長にちょっとお聞きしたいと思います。意見書の4ページなのですが、（5）遊休施設の有効活用と既存施設の計画的な維持管理というところがありますが、町にとっては遊休施設、それから土地等がまだ未利用なところが多くあるわけであります。それらのところ、今回1つこれどの施設というふうにはちょっとなかなか特定しづらいふうに思うわけですが、1つには具体的に高齢者、障がい者等のニーズにこたえる場というふうに限定している言葉が出てきたものですから、これを監査委員会として施設の利用の方向性を決めれるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

◇委員長 教育長。

◇教育長 改めまして、未払いの件について今森田委員からご指摘ありましたように7月の臨時議会でお認めをいただいて、それぞれ町民の方にその月の30日までに全部お支払いを終えたということで、おわびとご理解いただき議会の皆さん方に御礼を申し上げますと、このように存じます。

それで、委員会として、生涯学習課としてどのような対策と意識改革を図ってきたかということでございますが、その後8月から課長、補佐、センター長を含めた管理職会議を事業等がなければほとんど毎週やると。それから、学校教育係内の打ち合わせ、社会教育関係の打ち合わせを毎週やると。これは、会議的なことであります。それから、出納課の方に出しています起案をして起票を起こしたそれらについて、全部もう一度各係常に4月から、ずっと1つの科目について4月からの支払い状況を常に一覧表にして表にしておりますし、あと例えば学校ですと女満別小学校は女満別小学校で4月から一覧表にして毎月の支出状況、それはいつ支出するものかという総合的なチェック表をつくりまして、毎月それもやっております。ふだんの仕事以上に今までやっていなかったこともやっているものですから大変なのですが、そのことによって支払いのおくれとか滞りとか、あるいは学校で買うべきものの時期的なものについても、きのうも校長会議があって指摘したのですが、予算をつけて1年の半分が終わっているのに執行していないということはこれおかしくないかというようなこともその一覧表を見ることによって執行状況も全部わかるというようなことで、そ

それぞれの担当係と神経を集中して、そうした形で今のところ対応してございます。最初は大変だったのですが、そうした総合的な表を毎月やってチェックしていくことによって自分たちの仕事の見直しを図り、あるいは係から係長、上へというように上げていく中で、それぞれ上席の者が責任を持ってそれらをチェックしていくというような体制ができてきておりますので、そうしたことのないように努めてまいりたいと。今後とも強く意を決してそうした仕事の仕方で当たっていきたい、このように申し上げさせていただきたいと思います。

それから、もう一件の事案については、若干まだ今調べているところもありますので、この場での答弁は控えさせていただきたい、このように存じます。

◇委員長 濱名副町長。

◇濱名副町長 ただいま教育長の方からも説明ございましたが、ただいまの教育長の説明につきましては業務として、支払い業務についてのみの答弁であったかと思います。委員の質問にございましたように、法令遵守、これは特に支払いのみのものではございません。業務全般、我々はすべての業務に対して法令遵守をもって業務を行うというのが筋でございます。ただいまの教育長の中には、支払いのこともございましたが、それ以外のものも業務を行うもの、担当する者が一人でもって業務を行うものが結構多いわけですが、一人でもって業務をやる場合について、これは内容としてはあるわけですが、必ずだれかがそれらを点検をしなければ、また問題については起きないとも限らないと考えてございます。それらのことで一人の担当者に任せきりにするのではなくて、周りがそれに対して内容的にも点検、チェックできるというような体制を各課、すべての課においてそれはやっていかなければならないと考えてございますし、それらの内容について他山の石としないで、我々はすべての面で今後対応していくという決意のもとに現在その作業について行っている内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 町長。

◇町長 森田委員からは、すべて出尽くした中で、例えば特別職の処分なども考えた方がよかったのではないかとご指摘をいただきました。確かにそういった考え方もあろうかというふうには思いますけれども、当期の私の判断といたしましては、その事実状況について町民の方にマスコミを通じて、また町の広報などを通じてお知らせをし、そして町民の方々にご迷惑をかけている未払いの分について一日も早く解決を図ると。その中で私自身、また特別職の処分というものも明確にして、あわせてご審議を賜らなくてはならないと、そういう考え方で提出をさせていただいたわけがあります。もしその場面で後段控えている部分があるということで、処分について提案を見送るというような形になりますれば、さらに町民の方々からのご不審といいましょうか、対応についてどうなのかというような意見もあるのではないかと、そんなふうに当時私としては考えたわけでありまして、また、私自身の処分に至ったという経過

の中に1つ理由として、前回の議会の中では考え方が十分説明し切れないということで申し上げますでしたが、このことをもって職員に事の重大さというものを感じてもらい、さらに個人としての危機管理というのでしょうか、職員として大変なことになるという、そういう感性というものを培ってもらいたいというような意味も含めて私自身の処分という形もとらせていただいたというふうに思っています。先ほど教育長や副町長が申し上げましたその後の対応については、これ集団の組織としてそういうものをどうやって回避をしていくか、少なくしていくかということの仕組みづくりをしていくということで、それはそれで大変重要なことでありますけれども、人として、個々の人間として大変なことになるのだということを心の中にとめておくためには、やはりそういった個人個人の感性を研ぎ澄ますというのでしょうか、そういうようなことも必要ではないかと、そんなふうに私自身は考えました。そういった中で、それを言葉だけではなくて形として示す一つの手段としても自分自身の処分ということも必要ではないかということを考えまして、7月の23日の臨時会において提案をさせていただいたということでございます。両論があることは承知しておりますけれども、その部分はその部分として今後のことについてはまた十分対応については考えて対処していきたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇委員長 監査委員事務局長。

◇監査委員事務局長 まず、監査委員としての指摘事項かどうかというご質問だったのですが、基本的に言うと監査委員というのは今回の決算審査でもやっておりますが、まず決算書等の様式が関係法令に準拠しているかと。金額の正確性、予算の適正化といった形式的な審査と一方で言われています。同時に、最近特に監査委員に求められているものとして、実質審査、いわゆる行政評価、事業評価の側面も含めて監査委員の業務になってきているというのが一般的な流れでございます。そういう背景を受けて、これ前年度から指摘している事項でございますが、経営状況が非常に厳しいという、財政状況が厳しいという中で、いかに既存の施設を有効活用して長くもたせるかといったコスト的な側面もある意味では監査委員が十分見なくてはならないものだと思います。その中でこれ昨年東藻琴の施設を見させていただきました。その中で明らかに今休止状態というか、なっているのが診療所でございます。それと、山園の小学校、一つの利用価値というか、すべてではないのですが、かなりあいている部分があるだろうということと、あと旧青少年会館というのですか、今いろんな古いものの道具を置いている状況になっていますが、その有効活用もあるのではないかとか、それとか旧土壌分析施設というのですか、あります。それも実際使われていないはずですので、そういったものがうまく活用できないかということを昨年度からですけれども、監査委員の合議で今回も載せていただいたという状況でございます。

◇委員長 質疑の途中ですが、ここで……

(何事か言う声あり)

◇委員 長 監査委員事務局長。

◇監査委員事務局長 それで、確かにここの文章からしますと、高齢者、障がい者で等という形で書いてあります。先ほど代表監査委員が口頭で意見書を述べましたが、そのときに改めて町民という形で入れさせていただいているところがございます。ですから、限定しているものではないということだけご理解いただきたいと思います。

◇委員 長 質疑の最中なのですが、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長をします。

それで、ここで休憩します。

再開はブザーをもってお知らせしますので、委員の皆さんは議員控室の方にお集まりください。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時47分

◇委員 長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

認定第1号から認定第9号までの9件の総括質疑を続けます。

5番、森田委員。

◇森田委員 最初の質問につきましては、その後原課ではすべての職員とともにいろいろ二度とこのようなことのないようにというようなことで、細かくお互いに連携をとりながらやってきているということのようでありますので、今後ますますそのようなことが定着していくように頑張っていただきたいというふうに思います。特に決算の委員会でございますので、先ほど来より未納、未済額というか、本来収入となるべきものが町民の方から収入として入ってこないものが重なってきているということもありますし、それを逆に町側が町民に対して支払わなければならなかったものを支払っていなかったというのは、これもう何かちょっと見本を示せないようなことになってしまうのではないかというふうにも思われます。やっぱり法令とともにいろいろ仕事を進めている立場の方々ばかりでありますので、十分にそこらは住民によく理解され得るように頑張っていただける方法を常に念頭に置いていただきたいというふうに思います。そのことについて再度どなたでもよろしいですから、その決意を語っていただきたいというふうに思います。

それから、監査委員事務局長の答弁でありますけれども、ちょっと私の聞き違いであつたらまたさらに訂正していただきたいと思っておりますけれども、ここにありますようにそれらの旧診療所のことについてここで言及されたというふうに言われていたわけでありまして。これももちろんそういう所管をしていた建物がいわゆる医療であつたり、介護であつたり、またそういう福祉サービスの部分に活用されやすい施設であるかもしれない。そういう意味で高齢者、障がい者等という言葉が使われたのかなというふうに、よく理解をすればそういうことかなと。そう思ったわけでありましてけれど

も、しかしながら旧施設でありますし、また新しい施設ができ上がったわけでありますから、これらの施設の利用というのはまたどういう方向になってくるかというのはなかなかわからないと言ったら失礼ですけれども、早く有効利用ができることが望ましいわけでありますけれども、もちろん監査委員会としても遊休施設をできるだけ早く有効利用をしていけるようにということがこの文言の中には読み取れるわけでありますけれども、それを限定するという部分ではちょっと監査委員会としてはいかななものなのかなと。もちろんこれその建物がこういった福祉施設にしかもう使えませんということであれば、この文言も多少は当てはまるかなというふうに思いますけれども、そこら辺を町民のニーズにこたえるというふうに口頭で言われたというふうに、そういうことをもし訂正するのであればやっぱり正式に訂正してもらいたいと思いますし、まだつけ加えたいということであればそれも、これはもう公式な監査委員会の文書でありますから、正式にまた訂正する、つけ加えるということであればそのようにしていただければなというふうにも思っております。余り固執するわけでありませんが、いろいろ政策的なこともちろんあるでしょうから、それを監査委員会として行政側の政策の中にどこまで入り込めるかと。これは、もう将来にわたっていろいろ課題なのかなというふうに思いますので、その辺の今の段階での監査委員会のまた見解というか、その辺もちょっと最後にお聞きさせていただければありがたいというふうに思います。

◇委員 長 代表監査委員。

◇代表監査委員 書面の脱字についておわびを申し上げないといけないと思っております。実は、私説明いたしましたときにはその脱字はちゃんと入れて説明したわけでございます。それはどこかといいますと、こちらの方、私の監査委員事務局の代表者としての見落としであった。これは、後ほど議事録を精査いただければおわかりいただけると思いますけれども、それは1つには「遊休施設の有効活用び」と書いてあるのです。これは及びということで、私は口頭でのご説明を申し上げました。そしてまた、高齢者、障がい者等のと、これ私どもつくったときには大空町民のニーズにこたえるべきという言葉があったわけですが、文書にしたときにこれが抜けてしまった。これは、監査委員の事務を代表する者として大変申しわけなく、心よりおわび申し上げます。

以上でご説明にかえさせていただきます。

◇委員 長 町長。

◇町 長 本来行政を執行する上では、町民の方々との信頼関係がしっかりとできていなければ、その事務というのは執行できないわけでありますけれども、今回の事例につきましてはその信頼というものを根底から失うような、そういう出来事であったと、そのように認識をしております。言葉では、いろんな言い方ができますけれども、その信頼を回復し、取り戻すためには、これからの一つ一つの事例、行いそのものが

町民の方々にどのように評価をされるかということだというふうに考えます。これからこういうことを起こさない、またそれに端を発したような、それと類似するような事務の怠慢を起こさないということを心して取り組んで、そして町民の皆さんの信頼をまた再び勝ち得られるように一生懸命努力をしまいたい。行いで見せていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇森田委員 終わります。

◇委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 以上で、すべての質疑を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。採決は、認定第1号 平成18年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件を一括して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇委員長 異議なしと認めます。

よって、採決の方法は認定第1号から認定第9号までの9件を一括して行うことに決しました。

お諮りします。認定第1号から認定第9号まで9件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まで9件は、原案のとおり認定することに決しました。

ただいま決しました認定第1号から認定第9号までの審査結果報告については、委員長において報告することにします。

これにて、本委員会に付託された事件の審査はすべて終了しました。

皆様のご協力によりまして、能率的な審議となりましたことに深く感謝申し上げます。

山下町長から発言があれば、これを許します。

山下町長。

◇町長 大変ご熱心にご審査をいただき、心からお礼を申し上げたいと思います。冒頭申し上げましたように、監査、その分析の結果というものは、翌々年度の予算にしっかりと反映をしていかなければならないものと考えます。今回、ご質疑をいただいた内容、また監査委員からいただきました意見書、そういったものを十分精査をしながら、これから始まります平成20年度の予算をしっかりとつくっていくことが私ど

ものまた一つの使命ではないかと、そのように思いますので一生懸命また努力をしていきたいと思います。今後とも町の財政、厳しさは変わらないわけでありますけれども、折に触れ、いろいろな立場からいろんな角度からご指導賜りますようお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思います。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

◇委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時03分

上記会議の次第は、事務局長 松 野 正 の記載したものであるが、
その内容が正確であることを証明するために署名する。

平成 年 月 日

大空町議会決算審査特別委員会

委 員 長